

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）

1, 000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、当金庫所定の方法により表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) この通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人特定事項等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出てください。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判に

- より、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
9. (印鑑照合等)
- 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましょう。うちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
10. (譲渡、質入れ等の禁止)
- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
 - (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。
11. (反社会的勢力との取引拒絶)
- この預金口座は、第13条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
12. (取引等の制限)
- (1) 預金者が当金庫からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合（当該依頼が預金者から届出のあった住所に到達しない場合を含みます。）には、当金庫は、当該預金者について払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
 - (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合または預金者が在留資格を取り消された場合、当金庫は、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
 - (3) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 海外送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した個別の取引
 - (4) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。
13. (解約等)
- (1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証）してこの通帳とともに当店に提出してください。なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。
 - (2) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
 - (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
 - (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令等や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において預金者の所在が不明となった場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者に確認した事項、および第12条(「取引等

- の制限」)第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが明らかになった場合
- ⑥この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
- ⑦第12条(「取引等の制限」)第1項または第2項に定める取引等の制限に係る事象が当金庫が別途公表する期間以上に渡って解消されない場合
- ⑧上記①から⑦までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他AからEに準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為
- (6) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (7) 前3項の事由により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
14. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったとき、または預金者が到達を妨げた場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限りします。)をいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日とします。
16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
 - (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
 - (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- 17.（保険事故発生時における預金者からの相殺）
- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
 - (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 18.（手数料の取扱いについて）
- (1) 未利用口座管理手数料
 - ①未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
 - ②この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
 - ③この預金が未利用口座になりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。
 - ④この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、預金者に通知することなく、この口座を解約することができるものとします。
 - ⑤お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。
- 19.（規定の変更等）
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認め

られる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項での変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上